

いしかわスポーツマイレージ QRコード利用規約

(目的)

第1条 この規約は、石川県（以下「県」という。）が運用する「いしかわスポーツマイレージ」アプリ（以下「マイレージ」という。）において、スポーツを「みる」及び「ささえる」活動に対してポイントを付与する際に使用するQRコード（以下「QRコード」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(QRコード利用の対象行事)

第2条 QRコードを利用できる対象の行事（以下「対象行事」という。）は、スポーツに関するイベント、大会、試合及びその他県が適当と認めるもので、観戦・観覧が無料のものとする。

(QRコードの種別)

第3条 QRコードの種別は次に掲げるものとする。

- (1) スポーツを「みる」活動に対して使用するもの
対象行事を観戦・観覧する者に対してポイントを付与する際に使用するもの。
- (2) スポーツを「ささえる」活動に対して使用するもの
対象行事に対してボランティア、運営スタッフ等として協力する者に対してポイント付与する際に使用するもの。

(利用の申請)

第4条 対象行事の主催者等でQRコードを利用しようとする者は、県に対してQRコードの利用申請を行い、あらかじめ県の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、「QRコード利用申請書」（別記様式1）に次の書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要及び役員等が分かる資料
- (2) その他県が必要と認める書類

(利用の許諾)

第5条 県は、前条の利用の申請があった場合は、その内容を確認し、利用を許諾する場合は利用申請を行った者へQRコードを発行するものとする。

(利用許諾の制限)

第6条 QRコードの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県はQRコードの利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認めら

れる場合

(5) その他、QRコードの利用が適当でないと認められる場合

(QRコード利用上の遵守事項)

第7条 第5条の規定により、QRコードの発行を受けた者（以下「QRコード利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) QRコードは許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) QRコードの利用を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) QRコードの不正な利用や、不正なポイント付与が行われないよう、QRコードについては厳重に管理すること。

(許諾内容の変更等)

第8条 QRコード利用者は、第4条の規定による利用申請の内容を変更しようする場合は、あらかじめ県へ報告するものとする。

(許諾内容の取り消し等)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は第5条の規定による利用許諾を取り消し、QRコード利用者に対しQRコードの回収等の措置を請求することができる。QRコード利用者は、利用許諾が取り消された場合、QRコードを利用することができないものとする。

- (1) QRコード利用者がこの規約に違反した場合
- (2) QRコード利用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第6条の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他、QRコードの利用が不適切であると認められる場合

2 県は、前項の規定による利用許諾の取り消しによりQRコード利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(疑義が生じた事項)

第10条 この規約に定めのない事項又はQRコードの利用について疑義が生じた事項については、QRコード利用者が必要に応じて県と協議するものとする。

附 則

この規約は、2019年3月15日から適用するものとする。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です